

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について （1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 加工食品の原料原産地表示について</u> 消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、可能な限り産地情報を充実することが望ましいという観点を基本とし、原則国内で製造した全ての加工食品について、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料に原産地の表示を義務付ける。また、食品表示基準に基づく表示方法は、当該原材料に占める重量の割合の高いものから順に原料原産地を表示する「<u>国別重量順表示</u>」を原則とし、それが可能でない場合についても、消費者の誤認を招かないよう、消費者の選択に資する一定の有用な情報が必ず表示される制度とした。</p> <p>（4） 試験検査の業務管理の実施について （略）</p> <p>（5） その他 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項 （1）～（11）（略）</p> <p><u>（12） 原料原産地名（食品表示基準別表第15の1から6に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>① 対象加工食品及び原材料並びに表示方法について</u></p> <p><u>ア 対象加工食品</u> 全ての一般用加工食品（輸入品を除く。）を対象とする。</p> <p><u>イ 対象原材料</u> 使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1・2 （略） （1）・（2）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3） 試験検査の業務管理の実施について （略）</p> <p>（4） その他 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項 （1）～（11）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第2条第3項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第15の1の（6）に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）であり、添加物及び水は含まない。

ウ 表示方法

食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の一の規定により表示する。また、表示することとされる原産地が2以上ある場合にあっては、原則、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示（以下「国別重量順表示」という。）する。

② 「製造地表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の二の規定による表示）

ア 呼称について

「製造地表示」とする。

イ 定義

「製造地表示」の製造とは、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為をいい、製品の小分け、詰め合わせ、単なる切断、単なる混合、冷凍等の加工行為とみなされるものは含まれない。

ウ 表示方法

(ア) 製造地表示を行う原産地が2以上ある場合は、原則、国別重量順表示し、国名ごとに「製造」の文字を付すこと。

(イ) 「〇〇製造」の文字に代えて、「〇〇加工」と表示することはできない。

(ロ) 生鮮食品の原材料名に対応させて、「〇〇製造」と表示することはできない。

(エ) 加工食品の原材料に占める重量割合が最も高い生鮮食品の原産地が分かる場合には、製造地表示に代えて、当該生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

③ 「又は表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）

ア 呼称について

「又は表示」とする。

イ 「又は表示」を使用できる場合について

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示をしようとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動又は産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難であり、根拠資料を保管し、一定期間使用割合の高いものから順に表

示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示している場合に限る。

なお、容器包装に表示した原産地の範囲内での使用を認めるものであり、表示されていない原産地の原料を使用することは認めない。

④ 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示)

ア 呼称について

「大括り表示」とする。

イ 「大括り表示」を使用できる場合について

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品の場合又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示をしようとした場合に、3以上の外国産の産地表示について、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動又は産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難であり、根拠資料を保管している場合に限る。

ウ 輸入品である旨について

「輸入」のほかに、「外国産」、「外国」などの表示でも可能とする。また、輸入より狭い範囲を表す、一般に知られている地域名等(EU、NAFTA、ASEAN、アフリカ、南米等)の表示も可能とする。

⑤ 「又は表示」と「大括り表示」の併用(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)

「又は表示」と「大括り表示」の併用が使用できる場合について

「大括り表示」の認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産品の重量順位に変動があり、「国産、輸入」や「輸入、国産」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限る。

⑥ 根拠資料について

ア 保管が必要な根拠資料

(ア) 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料。

(イ) 同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料。

イ 保管期間

(ア) 根拠資料を基に表示が行われている製品の賞味期限又は消費期限に加えて1年間。

(イ) 賞味期限又は消費期限を省略しているものについては、製造から5年間。

ウ 保管方法

文書又は電子媒体のいずれの方法でも構わない。

⑦ 過去の一定期間の時期及び期間について

過去の一定期間における産地別使用実績は、表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限る。

⑧ 今後の一定期間における産地別使用計画を使用する場合について

過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」、「大括り表示」又は「又は表示」と「大括り表示」の併用を基本とし、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合など、過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示を使用しなければならない。なお、産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限る。

⑨ 上記③から⑤までの表示をする場合について、産地別使用実績及び産地別使用計画に求められる合理性

以下の場合、③から⑤までの表示をすることができない。

ア 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画と、実際の使用実績が大きく異なり（3か国目以降を「その他」と表示している製品で、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合等）、その理由について合理的な説明ができない場合。

イ 策定した産地別使用計画の根拠について、合理的な説明ができない場合。

⑩ 国別重量順表示が困難な場合について

以下の場合、困難とは認めない。

ア 産地の切替えの都度、表示を切り替えること又は包材自体を切り替えることができる場合。

イ 「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行う場合。

⑪ ウェブサイト等による自主的な情報提供について

原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」等を行った場合における詳細な産地情報、使用割合等について、ウェブサイト等により、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることが望ましい。

(13) 食品表示基準別表第15の6に定めるおにぎり

① おにぎりの定義

炊飯米又は炊飯米と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（のりを自ら巻く形態で販売されているものを含む。）。

(新設)

② おにぎりに該当しないもの

ア おにぎり和其他の食材を組み合わせたもの。

イ 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの。

(14) 食品表示基準別表第19に定めるもの
(略)

2～4 (略)

5 表示の方式

(1) 「邦文をもって」

第8条第1号の「邦文をもって」とは、原則として、漢字、平仮名、片仮名又はアラビア数字を用いて表示することをいう。

ただし、以下の場合は、ローマ字等を用いて表示しても「邦文をもって」とみなす。

①～④ (略)

⑤ ローマ字等の表記が一般的であり、かつ、漢字、平仮名又は片仮名で表記した方が分かりにくい場合。

⑥ その他

(2)～(4) (略)

6～7 (略)

(生鮮食品)

1～4 (略)

(添加物)

1～3 (略)

(附則)

1 平成27年4月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準附則第2条各号で廃止する基準（以下「旧基準」という。）に基づく表示が混在することとなる。

2・3 (略)

4 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、平成34年3月31日までであるが、計画的に当該基準に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。

(12) 食品表示基準別表第19に定めるもの
(略)

2～4 (略)

5 表示の方式

(1) 「邦文をもって」

第8条第1号の「邦文をもって」とは、原則として、漢字、平仮名、片仮名又はアラビア数字を用いて表示することをいう。

ただし、以下の場合は、ローマ字等を用いて表示しても「邦文をもって」とみなす。

①～④ (略)

(新設)

⑤ その他

(2)～(4) (略)

6～7 (略)

(生鮮食品)

1～4 (略)

(添加物)

1～3 (略)

(附則)

1 経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準附則第2条各号で廃止する基準（以下「旧基準」という。）に基づく表示が混在することとなる。

2・3 (略)

(新設)

また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品（平成34年4月1日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等）については、平成34年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましい。